

男鹿市企業管理規程第 2 号

男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第 4 項の期間を定める規程の一部を改正する規程を次のように改める。

令和 8 年 7 月 1 3 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第 4 項の期間を定める規程の一部を改正する規程
男鹿市加茂地区ガス供給条例附則第 4 項の期間を定める規程（令和 5 年企業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
男鹿市加茂地区ガス供給条例（平成17年男鹿市条例第191号）附則第 4 項の規程で定める期間は、令和 8 年 5 月から <u>令和 8 年 9 月</u> までとする。	男鹿市加茂地区ガス供給条例（平成17年男鹿市条例第191号）附則第 4 項の規程で定める期間は、令和 8 年 5 月から <u>令和 8 年 7 月</u> までとする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則
この規程は、公布の日から施行する。